

交通いばらき

IBARAKI TRAFFIC SAFETY

No. 205
2025.4

編集・発行

一般財団法人 茨城県交通安全協会(茨城県交通安全活動推進センター) 曾雌 哲雄
〒310-0846 水戸市東野町260番地 TEL 029(247)3355(代表) FAX 029(247)3357 <http://www.ibaankyo.or.jp>

令和7年 春の全国交通安全運動 4/6日～4/15日まで

横断歩道ルール啓発活動強化日4/1

前照灯常時点灯運動強化日4/1

交通事故ゼロを目指す日4/10



運動の重点

- ①子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ②歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



ハンドルキーパー運動推進中
～飲酒運転の根絶～

横断歩道ルール啓発活動推進課
～歩行者保護運動推進中～

前照灯常時点灯運動推進中

県内の交通事故発生状況(令和7年2月末)

年別	区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和7年		1,009件	18人	1,253人
令和6年		978件	12人	1,189人
増減数		+31件	+6人	+64人
増減率		+3.2%	+50.0%	+5.4%

※死者数全国ワースト第5位

令和7年 春の全国交通安全運動



運動の目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動の期間

令和7年4月6日(日)～4月15日(火)

運動の重点

- ①子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ②歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

交通事故相談

経験豊富な相談員が交通事故被害者等のために無料で相談に応じています。遠慮なくご相談ください。ご相談は、電話でも応じます。

○交通事故の被害者救済・保険請求・損害賠償請求・示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関する相談に応じ、適切な助言をしています。

交通事故相談日は、毎月10日・20日に開設。相談受付時間は、午前9時から午後4時まで。(要予約)ただし、相談日が土曜日・日曜日にあたる場合は、月曜日。祝祭日にあたる場合には、翌日に実施します。

問い合わせ先

交通事故相談室 水戸市東野町260番地(茨城県交通安全協会内)
TEL.029-247-3566(代) FAX.029-247-3357



交通安全活動表彰

令和6年中の交通安全活動優秀・優良地区交通安全協会の受賞地区が決定、茨城県警察本部長と茨城県交通安全協会会長連名等の表彰状が授与されました。誠にありがとうございました。

県警察本部長・県交通安全協会会長連名表彰

地区名	
優秀	水戸地区
	大宮地区
	常総地区
優良	日立地区
	高萩地区
	行方地区
	牛久地区

県交通安全協会会長表彰

地区名	
優良	大子地区
	鹿嶋地区
	稲敷地区

地区名	
優良	石岡地区
	筑西地区
	下妻地区
	桜川地区
	結城地区
	古河地区
	境地区
	境地区



大井川知事より「ランドセルカバー」贈呈に対する感謝状を頂きました

当協会では、例年県内の新入学児童の交通事故を防止するために、「ランドセルカバー」等を配布しております。令和7年度は県内公立小学校（支援学校含む）、新入学児童約23,000人への配布を決定し、去る2月26日（水）に茨城県庁知事室において、大井川知事へ目録を手渡す贈呈式が行われ、感謝状を頂きました。今後、各地区交通安全協会から各小学校を通じて新入学児童への配布が予定されております。



交通安全シルバーキラリチャレンジ2024が終了しました

県内在住の高齢者（65歳以上）に反射材を配布し、3か月間交通無事故（加害者にも被害者にもならない）にチャレンジして頂きました。みごと無事故を達成し、申告のあった方の中から100名を選出する為の抽選会が2月14日に実施され、当選された方々へ旅行券等の記念品が送付されました。ご当選おめでとうございます。

当選者へは、商品の発送をもって発表に変えさせていただきます。引き続き反射材を身につけて、目立って光って交通事故に遭わないようにしましょう。

今年度も開催することが決定、県民の皆様奮ってご参加をお願いします。



— みんなで守ろう — 自転車安全利用5則

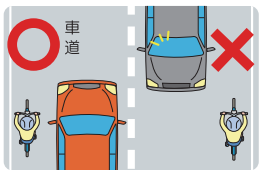
令和4年11月1日に自転車安全利用5則が改正され、新しくなりました

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号遵守と交差点での一時停止・安全確認をしましょう。



③ 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯しましょう。



④ 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は禁止です。



⑤ ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗用ヘルメットをかぶりましょう。



TSマーク付帯保険の補償内容について

自転車は通勤、通学はもとより健康・レジャー等あらゆる用途で気軽に使われる中で、交通事故全体に占める自転車の事故の割合が多くなり、相手方から高額な損害賠償を請求される事案が多くなっています。

こうしたことから、自転車の安全点検の促進と被害者救済の充実を図り自転車安全整備制度をより一層有用なものとするため、自転車の点検整備及びTSマークの普及促進を図っております。

自転車に緑色TSマークで
安全・安心!

TSマークは点検・整備に付した自転車向け保険です

承諾交渉サービス付き

プロの自転車整備士による点検・整備で安心
緑色TSマーク付帯保険
賠償責任補償(限度額) **1億円**
人身事故すべてが対象となりました

自転車に有効な TSマークが貼って ありますか?

一年に一度、自転車の点検・整備を受けましょう。
TSマークには、傷害補償と損害賠償補償が付いております。
有効期間は、自転車の点検日から一年間です。

TSマーク種別	第一種 TSマーク (青マーク)	第二種 TSマーク (赤マーク)	第三種 TSマーク (緑マーク)
傷害補償	○入院15日以上 (一律) 1万円 ○死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) 30万円	○入院15日以上 (一律) 10万円 ○死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) 100万円	○入院15日以上 (一律) 5万円 ○死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) 50万円
賠償責任補償	○死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額) 1,000万円	○死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額) 1億円	○死亡または傷害(すべての人身事故) *承諾交渉サービス付き (限度額) 1億円
被害者見舞金		○入院15日以上の傷害 (一律) 10万円	

各地区交通安全協会の活動の1コマ

交通安全協会はこんな活動を行っています

会員の皆さまの貴重な会費で充実した交通安全活動を展開しています。
これからもご協力をお願いします。

土浦地区



土浦市内繁華街の飲食店を訪問し、飲酒運転の根絶を呼び掛けた。

下妻地区



さつきこども園において、交通安全教室を実施した。

石岡地区



市内中学校において、通学用自転車の安全点検を実施した。

桜川地区



高齢者交通安全グラウンドゴルフ大会を開催し、交通安全意識の高揚を図った。

つくば地区



小学6年生を対象に自転車シミュレーターでの安全教室を開催し、中学校通学での守るべき交通ルールについて指導した。

結城地区



交通事故防止県民運動キャンペーンを実施し、交通事故防止を呼び掛けた。

筑西地区



交通安全キャンペーンを実施し、交通事故防止を呼び掛けた。

常総地区



シルバードライバーセミナーにてトヨタ自動車からのサポーカーについての説明を受けた。

賛助会員 募集中

賛助会員加入数 県内外約300事業所 (R7.2月現在)



茨城県交通安全協会では、当協会が日頃から取り組んでいる各種交通事故防止活動に対して賛同し「賛助会員」に加入して頂く企業や団体等を募集しております。

賛助会費 (年間) : 1口 (2,000円) ~

* 賛助会員制度とは、各企業や団体等の皆様が当協会の各種交通事故防止活動に賛同し、賛助会員として加入して頂き、その賛助会費を通じて県内(各地域)の交通事故防止に貢献して頂く制度です。なお、当協会の普通会員(個人会員)以外の個人の皆様も加入できます。

特典

- ① 交通安全講習(企業講習)の割引
- ② 交通安全機器搭載車の無料派遣(運転適性診断車、シートベルト効果体験車)
- ③ DVD等無料貸出
- ④ 機関紙等への掲載・各種情報の提供
- ⑤ 「賛助会員証」の交付
- ⑥ その他

協賛店 募集中

協賛店加盟数 県内外約1630施設・店舗等 (R7.2月現在)



茨城県交通安全協会では、県内外の施設や店舗等において当協会の普通会員(個人会員)を対象に割引等の優遇サービスをして頂く協賛店を募集しております。交通安全活動の支援として是非御協力願います。

協賛店の申込方法

- ・ 協会事務局又は各地区にて随時受け付けています。(参加費無料)
- ・ 申込み方法: 協賛店加入申込書によりお申し込み頂き、後日覚書を作成します。

普通会员への周知・広報

- ・ 協賛店の名称、所在地、割引等優待内容は、当協会ホームページへの掲載のほか、協賛店加盟チラシ等により周知を図っています。

協賛店の表示

- ・ 協賛店の皆様には、標章(協賛店ステッカー)を配布しますので、利用者に分かりやすい箇所に掲示して頂きます。

割引等優待サービス

- ・ 当協会の会員証を提示した会員に対し、事前に申込み頂きました各施設・店舗の優待サービスを行って頂きます。

賛助会員・協賛店 お問合せ先

事務局

〒310-0846 茨城県水戸市東野町260番地

茨城県交通安全協会

検索

TEL.029-247-3355(代) FAX.029-247-3357

http://www.ibaankyo.or.jp/

交通安全協会の会員特典紹介

当協会では、会員の皆様に各種特典をご用意しております。詳しくは協会HPをご覧ください。

協賛店割引等優遇サービス



この表示のある施設・店舗等で、会員証のご提示を頂くと割引等の優遇サービスがうけられます。

※協賛店加盟数: 約1630店舗等
R7.2月現在

交通事故見舞金制度

会員の皆様か、自動車(二輪車含む)を運転又は同乗中に万が一交通事故に遭われた場合、見舞金等が受けられます。

※シートベルト・ヘルメット着用等適用条件あり
※申請期限: 事故発生日から1年以内に限りです。

死亡弔慰金 **10万円**

入院見舞金 (30日以上入院) **5万円**

※会員加入日より異なる制度の適用となる場合もあります。
※適用実績: 入院見舞金等26人(R7.2月現在)

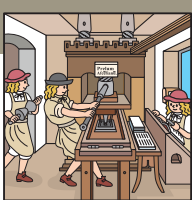
チャイルドシート無料貸出制度

会員のお子様やお孫様の安全を守るため、チャイルドシートを無料で貸出しています。借用希望者が多数おりますので、事前に予約等の連絡をお願いします。

※別途クリーニング代を頂きます。



※貸出実績: 約7,100人



印刷機はぶどうのしぼり機から始まりました。

交通安全協会
「賛助会員」

当社は県内の交通事故防止
活動を支援しています!!



株式会社 高野高速印刷

平須工場
(営業本部・製造本部)

〒310-0853 茨城県水戸市平須町1822-122

TEL 029-305-5588 FAX 029-305-5533

「機関誌」企業名掲載募集中!!

当協会機関誌「交通いばらき」へ企業名を掲載しませんか?
茨城県・県警察本部等関係機関・団体や県内全域に広く配布しています。

当協会「賛助会員」・「協賛店」の皆様は
掲載料を優遇します

お問合せ

(一財)茨城県交通安全協会 事務局(又は各地区安協)

TEL 029-247-3355 FAX 029-247-3357

MAIL 00center@ibaankyo.or.jp